委員会の審査から、予算の審査から、臨時会の審議から

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任・特別委員会等で審査を行います。第2回定例会では、上向台小学校の校舎増築等に関する工事請負契約の締結について、西東京市となって初めて企画総務委員会と文教厚生委員会の連合審査会を開催し、審査を行いました。ここでは、第2回定例会で議決された主な議案等の審査の概要をお知らせします。

企画総務委員会

「市税条例の一部を改正する条例」

【説明】主な改正内容は、個人市民税関係では寄附金税制の拡充、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大、個人住民税の特別徴収制度の創設等。固定資産税関係では公益法人制度改革に伴う固定資産税の非課税措置に関するものである。

寄附金税制に関しては、都道府県または市町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）や住所地の都道府県共同募金及び日本赤十字社支部への寄附金の控除の方式を所得控除から税額控除とするもので、平成21年度分以降の個人住民税に適用する。個人住民税の特別徴収制度については、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方から、公的年金等に係る個人住民税額を特別徴収するもので、平成21年10月以後に支払われる年金等から実施する。

【主な質疑】

問　寄附金の控除額には上限がある。その辺の周知徹底はどうするのか。

答　住民税控除には上限があることから、気をつけてPRしたい。

意見　「ふるさと納税」は実際には寄附金だ。今後PRの際は、ネーミングに気をつけたほうがよい。

問　年金からの特別徴収は市民感情的には理解を得にくい。市民周知をどう考えているのか。

答　年金からの特別徴収は、公的年金部分だけについて税額算定して特別徴収する。他の所得分については、今までどおり納付書で納付していただくという二本立てになる。年金から特別控除することで、出かけていって納税する手間が省ける。また、納付回数が年4回から年6回になるので1回当たりの納付額は少なくなる。積極的にPRを進めたい。

【結果】賛成全員で可決

上向台小学校

「工事請負契約の締結について」

【説明】上向台小学校の校舎増築等工事の請負契約を締結するもの。制限付一般競争入札を行った結果、㈱イズミ・コンストラクションが2億6千953万5千円で落札した。落札率は86・7％。

工事には校舎の増築、既存給食室の増改修、既存校舎の改修及び附属建築物の増築が含まれ、工期は平成21年3月19日まで。給食室の工事が3カ月程度かかり、夏休み中に終わらないため、1カ月ほど外注ランチボックス方式による代替給食を実施する。

なお、文教厚生委員会の所管事項と関連するため、連合審査会を開いて審査を行った。

【主な質疑】

問　代替給食の実施で余分にかかる費用は幾らか。

答　食材費を除いて約300万円と試算している。

問　昨年10月中旬には設計委託業者から給食室の工事が夏休み中には終わらない旨の報告があったのに、なぜ今まで説明がなかったのか。

答　過去の例があったため、安易に考えていた。

問　当初予算は約5億円で、予定価格は約3億1千万円。大幅な差額が出た理由は。

答　実施設計の納品が予算計上に間に合わず、途中での試算を計上した。また、増改築工事なので一定程度幅を持たせている。

入札時の予定価格は実施設計に基づくもので、電気設備・機械設備工事も合わせると税込みで約4億2千243万円。当初予算との差額は約7千700万円である。

問　授業中にどの程度騒音の出る工事があるのか。

答　工事時間は午前8時から午後6時までを想定している。騒音対策としては、回転埋設法という、いわゆる打ち込みでない工法を使って支柱を立てる。機械等についても、低騒音の重機を使う。

【結果】賛成全員で同意

文教厚生委員会

「通常学級に在籍する障害のある児童のための介助員制度に関する陳情」

【趣旨】対象児童が必要とする介助時間のすべての保障と、中学校への制度の導入を求める。

【主な質疑】

問　近隣市の状況はどうなっているか。

答　半数程度が何らかの形で介助員を配置している。本市と同様な内容かどうかは十分把握できていない。

問　中学校では制度を実施していないことについてどのように考えているのか。検討課題としてとらえているか。

答　市長のマニフェストである、障害のある小学生への介助員配置実現のために制度を立ち上げたため、中学校では行っていないのが実態だ。19年度からスタートした特別支援教育は通常学級での支援を含んでおり、介助員制度についても課題を整理しながら検討しなければならないと考える。

問　介助が必要な時間すべてに介助員をつけた場合、今の介助員数で足りるのか。

答　介助員登録者は100名いるが、それぞれ勤務可能日数等は異なる。充足するか否かは現段階で即座に判断できない。

【結果】「陳情者の願意に沿うよう早急に努力されたい。」との意見を付し、趣旨採択

建設環境委員会

「都道・調布保谷線の建設に伴う踏切閉鎖の中止を求める請願」

【趣旨】都道234号線の保谷第5号踏切（保谷厚生病院の南側）の存続に向けて、市と都の折衝と、市議会から都への踏切存続の意見書の提出を求める。

【主な質疑】

問　踏切閉鎖について、市としてどう考えているか。

答　基本的には立体交差となり、踏切閉鎖後も利便性を確保できるような代替施設を設けるとのことなので、やむを得ないものと考えている。

問　第5号踏切閉鎖後の近接踏切での安全対策は。

答　大きな街路ができて立体交差化された場合、そちらに交通が集中するという統計がある。付近の踏切の今以上の渋滞は想定していない。

問　調布保谷線が渋滞した場合に、住宅街へ通過車両が進入することへの対策は。

答　これから警視庁と接道部分の協議等があるので、その中で十分協議したい。

【結果】賛成多数で採択

保谷第5号踏切（東町1丁目）

予算の審査から

第2回定例会では、6月18日に予算特別委員会を開催して平成20年度補正予算の審査を行いました。ここでは、その主な内容についてお知らせします。

◆一般会計

【説明】歳入歳出予算の総額に2億3千万円を追加し、歳入歳出をそれぞれ613億6千万円とするもの。歳入は、東京都から借り入れた高金利債から低金利債への借りかえによる増額。歳出は、下水道事業特別会計への繰出金減額と繰上償還の実施等による増額。

【主な質疑項目】

・補償金免除繰上償還の財政効果は、年ごとにあらわれるのか。繰上償還の対象となる市債の残高は。

・臨時財政対策債が今後続く場合の対応は。

・合併特例債の充当額の大きい事業は。

・繰上償還に伴う財政効果は、住民負担の軽減に活用を。

【結果】賛成全員で可決

◆下水道事業特別会計

【結果】賛成全員で可決

臨時会の審議から

保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業におけるペデストリアンデッキの建設に伴う工事請負契約の締結についてなどの審議を行うため、5月15日に第1回臨時会を開催しました。ここでは、議決された主な議案の審議の概要をお知らせします。

「工事請負契約の締結について」

【説明】保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業の一環として築造するペデストリアンデッキの建設工事の請負契約を締結するもの。

ペデストリアンデッキは、駅前広場の2階部分で保谷駅の駅舎と東側のII街区ビル及び西側のI街区ビルを結ぶもので、工期は平成21年9月30日までである。

契約は、制限付一般競争入札により行い、その結果、西武建設株式会社東京支店が落札した。契約金額は3億8千850万円、落札率は88・3％となっている。

【結果】賛成全員で同意

「市長等の給料月額の特例に関する条例」

【説明】第1回定例会において、平成20年度駐車場事業特別会計予算の債務負担行為の誤記による訂正のほか2件の議案の訂正が重なり、議会の混乱を招いた責任を明らかにするため、6月分の市長及び副市長の給料月額を10％減額するもの。再発防止のため庁内に事務処理適正化委員会を設置し、改善策の検討を行い、報告書をまとめ、議案訂正に関係した管理職に対し、文書による注意処分を行った。

【主な質疑】

問　チェック体制はどのようになっていたのか。注意処分とした対象者の役職を明らかにされたい。

答　議案等の最終チェックは、総務部の法務担当を通じて行っている。対象者は、企画部長、総務部長、都市整備部長、企画部参与兼財政課長、総務部副参与兼職員課長、総務部総務法規課長及び都市整備部道路管理課長である。

問　チェックする人材は適正であるのか。チェックする者に対する指導をしているのか。

答　相応の知識等がないと改善策につながらない。専門的な研修を行い、今後、強化していきたい。

問　職員全体の士気、モチベーションが下がるようなことはあってはならない。

市長を中心とした職員との信頼関係を築いていく必要があるのではないか。

答　重要な案件については、組織的な取り組みが必要であると考える。

職員が一体となり、職員のモチベーションの向上と信頼関係の醸成を図るべく全力を傾けたい。

【結果】賛成全員で可決